

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等

………(環境局総務部環境政策課)………一

### 公告

○開発行為に関する工事完了

………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………三

○東京都功労者表彰

………(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)………三

## 告示

### ●東京都告示第七百十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線(福生市大字熊川)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

### 地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

### 二 対象事業の名称及び種類

福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線

(福生市大字熊川) 建設事業

### 道路の改築

### 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線、延長約一・一キロメートルにおいて、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

### 四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

### 五 評価書の縦覧

#### (一) 期間

平成二十九年十一月十六日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

#### (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

#### (三) 場所

ア 福生市都市建設部まちづくり計画課  
福生市本町五番地

イ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九

ウ 昭島市環境部環境課

昭島市田中町二丁目十七番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業の計画の内容等を勘案して、予測・評価項目を検討・選定し、現状調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響の予測と評価の結論は、表1(1)から(3)までに示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>《工事の完了後(自動車の走行)》  <b>【自動車走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度】</b>          計画道路の供用時及び道路ネットワーク整備完了時における計画道路周辺での二酸化窒素の将来濃度は、最大で0.036ppmと予測しており、評価の指標とした環境基本法に基づく二酸化窒素に係る環境基準(1時間値の1日平均値が0.044ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下**)以下となります。浮遊粒子状物質の将来濃度(反応二次生成物質等***)を除きます。は最大で0.047mg/m<sup>3</sup>と予測しており、評価の指標とした環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)以下となります。</p> <p>《工事の施行中》  <b>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動レベル】</b>          建設作業の騒音レベルは、最大で79dBと予測しており、評価の指標とした都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB)を下回ります。建設作業の振動レベルは、最大で68dBと予測しており、評価の指標とした環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(70dB)を下回ります。</p> <p>《工事の完了後(自動車の走行)》  <b>【自動車の走行に伴う道路交通の騒音及び振動レベル】</b>          騒音レベル予測結果の最大値は、予測断面①は、供用時で昼間68dB、夜間63dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間70dB、夜間65dB、予測断面②は、供用時で昼間68dB、夜間62dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間69dB、夜間64dBであり、予測した騒音レベルは、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)を下回ります。</p> <p>振動レベル予測結果の最大値は、予測断面①は、供用時で昼間48dB、夜間48dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間50dB、夜間50dB、予測断面②は、供用時で昼間49dB、夜間48dB、道路ネットワークの整備完了時で昼間50dB、夜間49dBであり、予測した振動レベルは、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する規制基準(予測断面①：昼間60dB以下、夜間55dB以下、予測断面②：昼間65dB以下、夜間60dB以下)を下回ります。</p>
騒音・振動	

※1 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成されたと評価します(二酸化窒素に係る環境基準の改定について「昭和53年7月17日付環大企第282号」)。

※2 反応二次生成物質等：工場、事務所や自動車などの発生源から排出された大気汚染物質や自然界からの揮発性有機化合物などにおいて化学的、物理的变化を受けて生成される大気汚染物質(反応二次生成物質)のほか、タイヤ磨耗物質及び巻上物質

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
土壌汚染	<p>《工事の施行中》  <b>【土壌汚染の拡散の可能性の有無】</b>          現時点では、事業用地未取得のため、土壌汚染の状況を確認することはできません。事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続を行います。土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき「汚染拡散防止計画」を作成し、関係機関と調整を行った上で拡散防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにします。以上の対策を講ずることにより、事業の実施に伴い新たな地域に土壌汚染を拡散させることはないと考えます。</p> <p>《工事の完了後(施設の存在)》  <b>【計画道路の存在に伴う生物・生態系の変化の内容とその程度】</b>          植物の注目される種では、計画道路内で影響を受ける種として、キンランを確認しました。環境保全のための措置として、関係機関と協議し、可能な限り同様な植物相環境へ移種の検討を行います。工事の完了後における緑被率は、現状の約11.49haから約10.76haと、約0.73ha(約2.6%)減少します。また、緑の体積は、現状の約816.1千m<sup>3</sup>から約788.2千m<sup>3</sup>と、約27.9千m<sup>3</sup>(約3.4%)減少しますが、植樹帯への植栽を行うことにより緑の量を確保するとともに、可能な限り周辺の緑の連続性確保に努めることから、緑の量の変化の内容及びその程度への影響は小さいと予測します。動物の注目される種では、哺乳類のキツネ、鳥類のアオゲラ、セグロセキレイ等、は虫類のニホンヤモリ等、昆虫類のヒゲナシを確認しました(うち計画道路内で確認されたのは、セグロセキレイの一部のみ)が、計画道路周辺には、現状と同様な環境が存在することから、影響は小さいと予測します。これらにより、植物相及び植物群落、陸上動物、生息(育)環境の変化、緑の量、陸域生態系への影響は小さいと予測します。緑の連続性については、現状と同様な環境が保全されることから、影響は小さいと予測します。以上のことから、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えます。</p>
生物・生態系	

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
景観	<p>《工事の完了後(施設の存在)》</p> <p>【計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>事業の実施に伴い、横田基地及び既存の樹林地、住宅地・工場地等の一部が改変され、道路が拡幅されます。</p> <p>しかしながら、主要な景観構成要素である横田基地の改変は、現況道路沿いに最大で幅約20mの範囲に限られ、横田基地の大部分は改変されません。また、地域景観を構成する樹林地の大部分は残る計画です。このことから、計画道路の存在による景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測します。</p> <p>また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>事業の実施に伴い、横田基地や道路に隣接する樹林地の一部が改変され、道路が拡幅されることにより、眺望が変化する地点があります。</p> <p>しかしながら、植樹帯の設置により連続した新たな緑の創出を図ること、周辺の緑と調和した樹種を選定すること、隣接する樹林地のうち改変される部分は僅かであることから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測します。</p> <p>また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること」を満足すると考えます。</p>
廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分方法】</p> <p>本事業の計画道路建設工事において発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず等については、再資源化率等の予測を99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成します。建設発生土については、有効利用率の予測を99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成します。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>なお、再資源化が困難な廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず等については、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率等99%以上)を達成すること」及び「建設発生土について「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成すること」「循環型社会形成推進基本法等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること」を満足すると考えます。</p>

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

調布市東つじヶ丘三丁目二 中央区銀座六丁目十七番一  
十三番四十一、同番四十一地 号  
先、二十四番一から同番三ま 三井不動産レジデンシャル  
で、同番三地先、同番十、同 株式会社  
番十一及び同番十五 代表取締役 藤林 清隆

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第百七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十九年十一月十六日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十九年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所

(福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

原 三三子 新宿区

佐藤 光子 新宿区

町田 節子	太子 百合子	田中 和夫	浅野 幸繼	栗原 和子	坂野 正章	川島 惠美子	関根 純子	玉置 方里	沼山 陽子	土田 秀行	加藤 照子	梶 順子	石塚 洋子	榎本 義彦	猿田 えり子	金子 一郎	伊藤 福子	牧 富士子	前田 美智子	齋藤 幸一	吉田 久司	大湊 幸子	江川 美恵子	金子 南美子	石黒 征代	平澤 和夫	奈須 偉次
江戸川区	江戸川区	江戸川区	葛飾区	足立区	足立区	足立区	足立区	練馬区	練馬区	練馬区	板橋区	板橋区	荒川区	北区	中野区	渋谷区	渋谷区	渋谷区	世田谷区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	品川区	品川区	江東区

寺沢 トキヨ	金子 敏枝	野村 哲	塚本 依子	吉野 玲子	松谷 牧子	井上 トシ子	川畑 美和子	新保 佳子	楠木 美知子	田中 麗子	武田 洋子	桑原 恵子	西東京市	稲城市	狛江市	小平市	小金井市	小金井市	町田市	調布市	調布市	調布市	立川市	江戸川区	江戸川区
--------	-------	------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	------	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

